

平成3年度事業所統計調査の概要

調査の目的及び沿革

事業所統計調査は、個人経営の農林漁業を除く、製造業、卸売・小売業、飲食店、サービス業など全国の全ての事業所を対象として、事業の種類、経営組織、従業者数などを調査し、我が国の事業所の地域別、産業別、従業者規模別などの分布の実態を明らかにして、国を始め、都道府県、市区町村における各種施策のための基礎資料を提供するとともに、事業所を対象とする各種統計調査のための母集団を提供するものである。

この調査は統計法に基づく指定統計調査（指定統計第2号）として、昭和22年に第1回の調査が、次いで昭和23年に第2回の調査が行われ、以降昭和56年の調査までは3年ごとに実施されてきたが、14回目の昭和61年調査は5年後に実施された。今回の調査は15回目に当たるが、前回と同じ5年後の実施となった。

なお、今回は通商産業省所管の商業統計調査と、調査対象が重複して調査されることを避けて、同時に実施した。

調査の期日

調査は、平成3年7月1日現在で実施した。

調査の範囲

調査期日現在、我が国に所在する全ての事業所（物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所）を対象とした。

ただし、次の事業所は対象外とした。

- 1 日本標準産業分類における「大分類A－農業」、「大分類B－林業」及び「大分類C－漁業」に属する個人経営の事業所並びに「中分類74－家事サービス業」及び「中分類96－外国公務」に属する事業所
- 2 収入を得て働く従業者のいない事業所
- 3 休業中で、従業者のいない事業所
- 4 季節的に営業する事業所で、調査期日（7月1日現在）に従業者がいないもの
- 5 劇場、遊園地、運動競技場、駅の改札口内などの有料施設の中に設けられている事務所
- 6 家事労働の傍ら特に設備を持たないで賃仕事をしている個人の世帯

調査の単位

原則として、1区画の場所で同一の経営者が事業を営んでいる事業所を調査単位とした。

同一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれ異なる場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所とした。

同一区画の場所か、同一経営かどうか不明瞭な場合は、同一の賃金支払台帳、仕入帳などの経営諸帳簿を有する範囲を1事業所とした。

調査の方法

調査は、甲調査及び丙調査に分けて実施した。

甲調査は、民営の事業所を対象とした全数調査で、総務庁長官（総務庁統計局長）一都道府県知事一市町村長一指導員一調査員の系統により、調査員が調査票を配布し、取集する方法により行った。

丙調査は、国及び地方公共団体の事業所を対象とした全数調査で、各省庁の長、地方公共団体の長などを通じて調査を行った。

なお、前回の調査まで実施してきた乙調査（主として対個人サービス業事業所を対象）については、平成元年にサービス業基本調査を実施し、サービス業全体を把握する概括的な統計が整備されることとなったため、平成3年調査においては実施しないこととなった。

平成3年商業統計調査の対象となる事業所（卸売・小売業の商店）については、事業所統計調査の調査票を配布せず、事業所統計の作成に当たっては、商業統計調査の調査票を合わせて使用することにより、すべての事業所についての統計を作成した。

調査事項

次の事項について調査した。

(1) 甲調査（民営の事業所）

ア 事業所に関する事項

- (ア) 名称
- (イ) 電話番号
- (ウ) 所在地
- (エ) 本所・支所の別
- (オ) 経営組織
- (カ) 開設時期
- (キ) 従業者数
- (ク) 事業の種類・形態
- (ケ) 形態

イ 会社に関する事項

- (コ) 資本金額
- (メ) 会社全体の常雇数
- (ジ) 会社全体の主な事業の種類
- (ズ) 支所の数
- (セ) 本所の所在地

(2) 丙調査（国・地方公共団体の事業所）

ア 名称

イ 電話番号

ウ 所在地

エ 職員数

オ 事業の種類